

# 駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

● **最重点路線**

路 線 ( 区 間 )	重点時間帯
駅前環状線（広小路・中央通）、竿灯大通及び山王大通	8時～18時

● **重点路線**

路 線 ( 区 間 )	重点時間帯
国道7号線（臨海十字路～秋田市立体育館前交差点の間）	8時～18時
国道13号線（秋田小松（株）前交差点～仁井田横山立体の間）	8時～18時
新国道（鉄砲町交差点～操車場入口交差点の間）	8時～18時
新国道（市立病院入口交差点～茨島交差点の間）	8時～18時
秋田岩見船岡線（手形陸橋～久保田町交差点の間）	8時～18時
秋田岩見船岡線（五丁目橋交差点～古川添交差点の間）	8時～18時
泉菅野線（操車場入口交差点～通町西交差点の間）	8時～18時
市道（八橋一里塚交差点～面影橋）	8時～18時
市道（県立体育館前交差点～面影橋）	8時～18時
市道（八橋運動公園前交差点～球技場丁字路交差点）	8時～18時

重点地

● **最重点地域**

地 域	重点時間帯
中通エリア（中通1丁目から中通7丁目、千秋公園区域及び千秋久保田町の一部区域）	8時～18時

● **重点地域**

地 域	重点時間帯
大町エリア（大町1丁目から大町5丁目）	8時～18時
山王エリア（山王1丁目から山王7丁目、山王新町、山王中園町、山王臨海町、山王沼田町、山王中島町）	8時～18時
南通エリア（南通亀の町、南通みその町、南通築地）	8時～18時

秋田県警察秋田中央警察署